

令和2年 第5回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和2年5月15日(金) 午後1時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾
藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄
水崎久司 井上保典 小柳守弘 鈴木要

欠席： 岡本純 伊藤安子

3. 出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 木下穰 石川宗明 石田潤司 齋藤和也 河村幸一郎
吉山和志 渡邊光二 富永幹人 加茂真也 内藤裕士

4. 審議事項

第27号議案 農地法第3条の規定による許可について
第28号議案 農地法第4条の規定による許可について
第29号議案 農地法第5条の規定による許可について
第30号議案 非農地証明について
第31号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
第32号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る
特例農地等の利用状況の確認について
第33号議案 農用地利用集積計画の決定について
第34号議案 平成31年度事業報告及び令和2年度事業計画(案)について

5. 報告事項

報第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報第34号 買受適格証明願について(5条届出競売)
報第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第36号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
報第37号 農地の地目変更登記に係る報告について
報第38号 農業用施設証明について

6. その他

議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和2年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、定数24名のところ、現時点でお見えになっていない方がいらっしゃいますが、20名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆様、こんにちは。またコロナウイルスの話になってしまいますが、緊急事態宣言が一部の都道府県を除いて解除されまして、静岡県も解除になりました。表面上は平常ということですが、当然そうはいかないわけで、今後も3密を避けていかなければならないと感じています。また、今月の調査会も影響を受けまして、変則的な開催となりました。後程事務局から報告があると思いますが、来月の調査会は平常どおり行うよう調整しておりますので、よろしくをお願いいたします。

もう一点、これもコロナに関連してですが、先月の総会で森島委員から「農業委員会として何かできることはないか」とご提案をいただきました。その後検討した結果、後程皆様からご意見をいただいて、会長預かりとして農業行政に請願という形で伝えていこうと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

会長 それでは只今から、令和2年第5回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号4番の田中照明委員、議席番号5番の原田博示委員をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第27号議案「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木智 それでは、議案1ページをご覧ください。なお、先月に引続き会議時間短縮のため、議案の読み上げを一部省略いたしますので、ご了承願います。

(議案の表紙を読み上げる)

石田 今月の申請案件は、地区「蒲」、整理番号79番外26件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が18件、贈与に係る案件が4件、使用貸借権に係る案件が2件、区分地上権に係る案件が3件でございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 整理番号 79 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員が遅刻しておりますので、私からご報告申し上げます。

議 長 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 整理番号 80 番の志都呂町分と 81 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 80 番、81 番、調査会では特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 80 番の伊左地町分と 82 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴 田 正 整理番号 80 番、82 番、調査会で協議の結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 83 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴 木 克 83 番について、調査会の協議の結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 84 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 84 番について、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 85 番、86 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 85 番、86 番、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 87 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 87 番、調査会では特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 88 番から 90 番までについて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 問題ありませんでした。

議 長 整理番号 91 番から 97 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 整理番号 91 番から 97 番の 7 件について、地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 98 番から 100 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 整理番号 98 番から 100 番、地区調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 101 番から 105 番までについて、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 いずれも問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

(質疑応答なし)

議 長 それでは採決いたします。第 27 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 28 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事

務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

石 田 今月の申請案件は、地区「和田」、整理番号 34 番外 5 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が 1 件、多目的広場、駐車場が 1 件、太陽光発電が 2 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 2 件、第 2 種農地が 2 件、第 3 種農地が 2 件でございます。なお、是正案件はありません。

それでは、転用面積が最も大きい案件についてご説明いたします。

議案 8 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 39 番をお願いします。

北区三ヶ日町下尾奈のリゾート施設に隣接する申請地に、多目的広場、駐車場、散策路を設けたいという申請でございます。なお、後程ご審議いただきます農地法第 5 条許可申請において、議案 19 ページ、整理番号 392 番、393 番にて同申請者により同時申請がされておりますが、一体の事業計画であるため併せてご説明いたします。

申請者は、[] に本社を置き、[] を運営する法人です。既存のリゾートホテルの増設を予定しており、増加する従業員のための駐車場を確保するとともに、宿泊者が利用できる公園緑地とその散策路を整備し、顧客サービスの向上を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜浜名湖鉄道尾奈駅の [] 約 [] m に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、公園緑地としての多目的広場、散策路、21 台収容の駐車場を設ける計画であり、配置計画から見て、転用面積は適当と思われれます。

申請地は多目的広場部分は芝生を張り、駐車場部分は砕石敷とする計画であること、雨水排水は敷地内側溝から集水桝を経て河川へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議長 整理番号 34 番、35 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中島 整理番号 34 番、35 番の 2 件、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。

議長 整理番号 36 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木 克 整理番号 36 番について、調査会の結果、問題ありませんでした。
議長 整理番号 37 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴田 博 整理番号 37 番について、調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
議長 整理番号 38 番について、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
藤村 整理番号 38 番、調査会では問題ありませんでした。
議長 整理番号 39 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後藤 整理番号 39 番について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。
(質疑応答なし)

議長 それでは採決いたします。第 28 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。
議長 次に、第 29 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 9 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

加 茂 今回の申請案件は、地区「中央」、整理番号 333 番外 86 件でございます。
転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 46 件、事業用の建物関連が 2 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 12 件、一時転用が 5 件、太陽光発電が 18 件、営農型太陽光発電が 4 件でございます。
また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 8 件、第 1 種農地が 8 件、第 2 種農地が 20 件、第 3 種農地が 51 件でございます。なお、是正案件は、335 番、385 番、404 番です。
議案 13 ページ、地区「五島」、整理番号 361 番をお願いします。
南区福島町の田 4 筆、畑 1 筆、4,068 m²について、太陽光発電施設を設けたいという申請でございます。
申請者は、[] に本社を置き、主に [] を営む法人です。近年、太陽光発電事業にも参入、湖西市、磐田市では既に施工しており、この度、日照もよく、平坦な土地である申請地に太陽光発電事業を行いたく申請に及んだものでございます。
申請地は、五島協働センターの [] 約 [] m に位置する農地です。
申請地の農地区分につきましては、五島協働センターから概ね 300m 以内にある農地であることから、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。
本転用事業は、道路を挟んだ北と南に太陽光パネルを 1,332 枚設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま

申請地は全面砕石敷きとし、周囲にはフェンスおよび土堰堤を行う計画であること、雨水は敷地内で自然浸透させ、浸透しきれなかった分は側溝へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、他法令の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

続きまして、議案 17 ページ、地区「細江」、整理番号 387 番をお願いします。

北区細江町中川の畑 12 筆、4,463 m²について、太陽光発電施設を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地に賃借権を設定し、太陽光発電事業を行いたく、申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜浜名湖鉄道岡地駅の [] 約 [] m に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅から概ね 500m 以内の区域にある農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、340W の太陽光パネル 1,392 枚を設置し、発電能力が 473.28kW とする発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま

す。申請地は砕石敷とし、周囲にはフェンス及び堰堤を設ける計画であること、雨水は敷地内で自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を平成 30 年 2 月 27 日付けで受けていること、中部電力への接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 389 番をお願いします。

北区三ヶ日町大崎、都筑の畑 21 筆、5,115.53 m²について、多目的広場、駐車場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。既存のリゾート施設に隣接する申請地に、施設利用者向けの様々なイベントに対応可能な広場を整備し、顧客サービスの向上を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、天竜浜名湖鉄道都筑駅の [] 約 [] km に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、多目的広場、27 台収容の駐車場、遊歩道を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま

す。申請地は多目的広場部分は芝生を張り、駐車場部分は砕石敷とし、周囲にはブロックにより見切工を行う計画であること、雨水排水は自然浸透させ敷地内側溝を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断

いたします。また、静岡県立自然公園条例に係る工作物の新築許可を受けていること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 整理番号 333 番から 335 番までについて、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 333 番から 335 番までの 3 件について、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。なお、感染症の対策のため聞き取り調査は行いませんでした。

議 長 整理番号 336 番、337 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号 336 番、337 番の 2 件について、調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 338 番から 342 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 343 番、344 番について、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 345 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 345 番、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 346 番から 348 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴 田 正 湖東地区の 3 件、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 349 番から 352 番までについて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

松 尾 整理番号 349 番から 352 番の 4 件、地区調査会で審議した結果、特に問題ありませんでした。コロナウイルスへの対策で、事業者の呼び出しは行わず、事務局の報告を受けて審議しました。草刈りをしっかりと行うよう、事務局から伝えてもらいます。

議 長 整理番号 353 番、354 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴 木 克 353 番、354 番の 2 件について、調査会では問題ありませんでした。

議 長 整理番号 355 番から 364 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。

袴 田 博 整理番号 355 番から 364 番までの 10 件について、地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

- 議 長 整理番号 365 番から 376 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員から願
いします。
- 根 木 整理番号 365 番から 376 番までの 12 件、調査会で協議した結果、特に問題ありませ
ん
でした。
- 議 長 整理番号 377 番から 384 番までについて、三方原地区調査会の内山委員から願
い
します。
- 内 山 整理番号 377 番から 384 番までの 8 件、地区調査会で協議した結果、問題ありませ
ん
でした。
- 議 長 整理番号 385 番から 388 番までについて、細江地区調査会の藤村委員から願
い
します。
- 藤 村 整理番号 385 番から 388 番までの 4 件、地区調査会で協議した結果、特に問題あり
ま
せんでした。
- 議 長 整理番号 389 番から 398 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員から願
い
します。
- 後 藤 整理番号 389 番から 398 番の 10 件について、地区調査会で協議した結果、特に問題あ
り
ませんでした。
- 議 長 整理番号 399 番から 410 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員から願
い
します。
- 小 杉 整理番号 399 番から 410 番の 12 件について、調査会で協議した結果、問題ありませ
ん
でした。
- 議 長 整理番号 411 番から 419 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員か
ら
願います。
- 森 島 いずれも問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委
員
からの説明について発言のある方は挙手を願います。
(質疑応答なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 29 号議案「農地法第 5 条の規定による
許
可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 議 長 次に、第 30 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明を願
い
します。
- 鈴 木 智 それでは、議案 25 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)
- 加 茂 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 12 番外 4 件でございます。内訳につきま
し
ては、自己用住宅関連が 2 件、境内地が 1 件、植林が 2 件でございます。
説明は以上でございます。

- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 30 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 議 長 次に、第 31 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木 智 それでは、議案 27 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)
- 内 藤 今月の申請案件は、地区「亀玉」、整理番号 1 番の 1 件です。
被相続人は、■■■■年■月■日に亡くなられた、■■■■さん、相続人は、浜北区宮口で被相続人と同居されていた、子の■■■■さん、62 歳です。
申請地は、浜北区宮口■■■■外 31 筆、田 3,518.35 m²、畑 8,093.24 m²の計 11,611.59 m²です。
令和 2 年 4 月 29 日及び 5 月 2 日に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しております。
また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き続き農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。
説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 31 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め承認することといたします。
- 議 長 次に、第 32 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 鈴木 智 それでは、議案 29 ページをご覧ください。
(議案を読み上げる)
- 内 藤 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 10 番外 2 件でございます。
相続税の納税猶予の特例の適用から 20 年経過することによる相続税の免除手続に伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。
それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「細江」、「引佐」、整理番号 12 番、北区細江町中川■■■■外 15 筆についてご説明いたします。

被相続人は、 年 月 日に亡くなられた、 さん。相続人は、北区引佐町金指にお住いの、子の さん、74歳です。

特例農地の面積は、申告時、現在ともに7,850㎡です。

現地調査をした結果、水稻、みかんが耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号10番、11番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第32号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第33号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案31ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

内 藤 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

令和2年度第2回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和2年5月20日となります。2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計254筆、230,750.82㎡の内訳でございます。

今月は、笠井地区での9筆をはじめとして、計21地区での利用権設定を予定しております。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。1ページから27ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、29ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

9ページの13番、14番をご覧ください。 です。 年 月に設立された会社で、北区大原町でしいたけ栽培を行っている 株式会社で研修を受けた さんを圃場管理者として営農します。今後法人として本格的に農業を行い、規模を拡大していきたいと、今回の申請に至りました。東区笠井上町 外1筆、計2,025㎡を借り受けしいたけ等の栽培を予定しております。

次に、9ページ1番から12番、17ページ、19ページ、21ページから23ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が48筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

それでは、このうち集積面積の多い案件について抜粋してご説明いたします。

21 ページから 23 ページをご覧ください。本件は、県の農業振興公社が新津、篠原、舞阪地区内の畑、南区米津町■■■■外 30 筆、計 9,751 m²を 16 名の農地所有者から借受け、機構のルールに基づき、同地区内で営農している農業者 11 名に配分を予定するものです。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 長 只今事務局から説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 33 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 長 次に、第 34 号議案「平成 31 年度事業報告及び令和 2 年度事業計画(案)について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

鈴木 智 それでは、議案 33 ページをご覧ください。
(議案の表紙を読み上げる)

齋 藤 それでは説明いたします。

この議案で使用する資料は別冊 2、別冊 2 参考資料、別冊 3 でございます。お手元にあるかご確認願います。まず農業委員会の平成 31 年度事業報告を行い、引き続き令和 2 年度の事業計画(案)を説明いたします。ご承認いただければ、この事業計画に沿って事業を進めてまいります。

それでは、別冊 2 をご覧ください。浜松市農業委員会の平成 31 年度事業報告でございます。

1「総会」につきましては、ご覧の日程で毎月 15 日を基本に開催し、各議題についてご審議いただきました。

続きまして 2 ページをご覧ください。2「視察」につきましては、令和元年 10 月 17 日、18 日に浜松市農業委員会先進地視察、11 月 20 日には西部農業委員会協議会先進地視察を、ご覧の内容で行いました。

3「研修」ですが、令和 2 年 1 月 31 日に西部地区農業委員会研修会を開催し、気象予報士の天達武史さんよりお話をいただきました。

3 ページをご覧ください。4「農業委員会事務」でございます。(1)平成 31 年度の農地法取扱状況でございます。主なところでは、3 条許可 175 件で 23.8ha、4 条許可 117 件で

4. 1ha、5 条許可 1,347 件で 96.2ha となっております。

ここで、別冊 2 参考資料と記載のある A4 横の資料をご覧ください。政令市へ移行した平成 19 年度から昨年度までの農地法第 4 条、第 5 条の転用状況を表とグラフで表しました。表が転用件数、裏が転用面積の推移です。一時転用は除いてあります。平成 30 年度と比べて件数、面積ともに増加していますが、平成 30 年度の異議申出による除外の遅れと令和元年 10 月の消費税増税前の駆け込み需要が一因であると思われます。

別冊 2 に戻っていただき、4 ページ、5 ページをご覧ください。(2)「転用事実確認の状況」、(3)「農地紛争処理の状況」などは、ご覧のとおりでございます。

6 ページをご覧ください。(9)「利用権」でございます。平成 31 年度の利用権の設定は、3,230 筆、281.2ha ございました。

7 ページをご覧ください。(10)「中間管理権」でございます。平成 31 年度の中間管理権の設定は、582 筆、50.9ha ございました。

8 ページをご覧ください。(11)「農業者年金」は、加入者が 128 人、受給者が 1,308 人ございました。

9 ページをご覧ください。5「他都市からの視察」の状況でございます。昨年度は松本市農業委員会からの視察に対応いたしました。

平成 31 年度事業報告につきましては以上でございます。

続きまして、別冊 3 をご覧ください。令和 2 年度事業計画(案)でございます。

本文中、波線が引いてある箇所が昨年度からの変更箇所でございます。

1「会議・研修会等の開催」については、総会、農業調査会、農地銀行支店会議、2 ページにいきまして、農地利用最適化推進委員研修会は昨年度と同様に開催します。

3「事務処理業務及び指導事業」の(2)農地利用最適化推進活動ですが、人・農地プランの実質化のための取り組みスケジュールについて明記いたしました。

3 ページをご覧ください。(9)農業委員会だよりの発行についてです。農業委員等の改選にあたり、農業委員会活動をスムーズに引き継いでいく必要があります。次期の農業委員、推進委員候補者の方へ最適化推進活動事例を紹介する手段として「農業委員会だより号外」の発行を予定しています。

4「農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に係る事務事業」については、12 月から公募の周知を行い、1 月から 2 月にかけて 4 週間の公募期間を設けます。受け付けた候補者について、3 月に評価委員会を開催し、内定していく予定でございます。

説明は以上でございます。

議長 只今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは、第 34 号議案「平成 31 年度事業報告及び令和 2 年度事業計画(案)について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、報告事項の第31号から第38号までを、事務局から報告をお願いします。
鈴木智 議案35ページをご覧ください。報告事項第31号から第38号でございます。報告事項はこの一覧のとおりでございます。報告は以上でございます。

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森 島 ・転用完了後の土地利用について

・農用地除外の審査について

袴田博 ・総会資料の書体について

小 杉 ・鳥獣害について

議長 ・新型コロナウイルスの影響に対する農業者支援について

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

齋 藤 ・持続化給付金について

鈴木智 ・6月の調査会について

・役員幹事会について

今後の会議予定

・第6回浜松市農業委員会総会

日時 令和2年6月15日(月) 午後1時30分～

場所 浜北区役所 3階 大会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第5回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時00分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和2年5月15日(金)

会 長 松島 好則

委 員 田中 照明

委 員 原田 博示